

体罰裁判一覧

	事件概要	提訴	判決	判決概要	資料
1	<p>1951/3/20 奈良県吉野郡下北山村 村立池原中学校</p> <p>【加害】中学校 男性T教諭 男性S教諭</p> <p>【被害】男子生徒(小6時・中2時) 2度の体罰被害</p> <p>1951/3/20 中学校教諭Tが、同校玄関付近で、男子児童Hら(当時小6)が担任教諭を偽って写生にことよせて野球をして遊んでいたことに憤慨し、「中学校に入ってきたらこんな味や」と言いながら、Hの頭部を右手拳で1回殴打。</p> <p>1953/5/23 S教諭が同校講堂で、H(当時中2)ら数名が喧騒であったのを再三制止したがきかなかつたため立腹し、Hの頭部を右平手で1回殴打。</p>	<p>Hの保護者が刑事告訴</p>	<p>1954/5/25 奈良吉野簡裁 T教諭とS教諭両名に、各罰金1000円。 執行猶予1年。</p>	<p>各被告人の所為はいずれも刑法第208条の暴行罪に該当すると認定。</p>	<p>季刊教育法「体罰・いじめ」1986年9月臨時増刊号207頁</p> <p>「教育裁判判例集」/金子仁編/1964.5.31 東京大学出版会</p>
		<p>T教諭とS教諭が控訴</p>	<p>1955/5/16 大阪高裁 控訴棄却。</p>	<p>「所論のように形式的に軽くノックしたに止まるという程度のものであったとはとうてい認められない」「殴打は、これによって傷害の結果を生ぜしめるような意思を以てなされたものではなく、またそのような強度のものではなかったことは推察できるけれども、しかしそれがために右殴打行為が刑法208条にいわゆる暴行に該当しないと</p>	<p>高刑集8巻4号545頁</p> <p>高等裁判所刑事裁判特報2巻10号473頁</p>

				する理由にはならない。」などとした。	
		T教諭とS教諭が控訴	1958/4/3 最高裁 上告棄却	刑法 208 条に該当する暴行であると認定。 「殴打のような暴行行為はたとえ教育上必要な懲戒行為としてでも犯罪の成立上違法性を阻却せしめるとは解されない」「学校教育法 11 条違反行為が他面において刑罰法規に触れるものである」などとした。	
2	1951/5/31 福岡県福岡市の庄内町立中学校 【加害】教諭 2 名 【被害】男子生徒(中 3)  中学校美術室で発生した 6000 円の盗難事件について、教師が生徒を取り調べるに際して、男子生徒が答えず、しかも「お前たちは俺を疑っているのか」と言い、不遜な態度を示したので、教師が激昂して、素手で顔面を 2 回殴打。その後、派出所に男子生徒の任意出頭を求めて取り調べたが、犯人は発見されなかった。 男子生徒は高校に進学したが、4 月頃から精神に変調を来し、1953 年 3 月、同校を退学。7 月に、精神分裂病と診断される。8 月病気のため入院。		1959/10/9 福岡地裁飯塚支部 一部認容 町に 3 万円を容認。	精神分裂病の発病と暴行の因果関係を否定。発病の予見可能性を否定。 被告教師が原告に対し暴行を加えた行為は、たとえ原告に不遜な態度があったためであるにせよ、いかなる意味においても許される行為ではなく不法行為と認定。 被告教師が原告に対してなした暴行は、職務執行の過程においてなされたもので、職務行為と一体をなし、不可分の関係にあるとして、国家賠償法 1 条第 1 項の規定により、庄内町に損害を賠償する責任を認定。	下級裁判所民事裁判例集 10 巻 10 号 2121 頁  学校事故等判例集 3 巻 870 頁～883・2 頁  「学校教育と体罰」/ 杉田荘治/学苑社/昭和 58 年 4 月 15 日発行
3	1955/10/6 神奈川県横浜市の私立横浜第一商業高校 【加害】書道講師	1957 年、生徒側が学校法人に対して損害賠償を求めて提訴。	1960/8/25 横浜地裁 一部認容 損害額 30 万円	「医師の診療行為に過誤があったと認めることはできない」「仮に、医師の診療行為に過誤があり、それが原告の不具に何程かの原因を与えたとしても、	学校事故等判例集 3 巻 883・3～884 頁

	<p>【被害】 男子生徒(高1)</p> <p>書道の時間に生徒同士がトラブルを起こし、事情を聞いたが、それぞれの言い分が異なったことから、講師が、友達同士で互いに罪をなすり合うのはよくないとして、先ず生徒Bを相撲の手を使って教室の床板に倒し、続いて原告の生徒Aもほぼ同様の方法で倒したところ、生徒Aの体が中に浮き左腰を下にして横に水平となるような状況で床板に落ち、左腰部を強打、大転子を骨折した。生徒Aは医師の釘固定術を受けたが、その後、化膿性骨髄炎をお越し、障害が残った。</p>		<p>慰謝料 30 万円を認容。</p>	<p>それは前認定の講師の行為から如何なる結果が発生するか不明な状態の下に加わったものであるから、右両名の行為が相まって原告の不具という結果が生じたというほかないところであり、被告や講師が原告の不具に対する責任を免れることはできないものというべき。</p> <p>講師の辞職、治療費の負担、たびたびの見舞、学校側の誠意、新聞や週刊誌に掲載されたことなど、諸般の事情を総合して、慰謝料 30 万円が相当であるとした。</p>	<p>下級民集 11 巻 8 号 1785 頁</p> <p>高校生に関する裁判例集 1973・93 頁～98 頁</p> <p>「学校教育と体罰」/ 杉田荘治/学苑社/昭和 58 年 4 月 15 日発行</p>
<p>4</p>	<p>1957/7/5 東京都港区の学校法人芝学園中学校</p> <p>【加害】 体育男性教師 (25)</p> <p>【被害】 男子生徒 (中 3・14)</p> <p>死亡</p> <p>隣のクラスの生徒 10 数名が、体育担当教師担任のクラスをのぞいて騒ぎ、そのうちの一人である糸井洋君が戸をパッと開けて逃げ去ったので、同教師は顔面を 5 回くらい殴ったり足払いをかけたりした。硬膜下血腫およびクモ膜下出血の傷害を与え、翌日 (7/6) 死亡させる</p>		<p>1958/5/28 東京地裁 傷害致死罪で、懲役 3 年</p>	<p>生徒の死亡と体罰の間に法的因果関係ありとされた。</p>	<p>判例時報 159 号 51 頁</p> <p>学生事故判例集 3 巻 869・4 頁～869・5 頁</p> <p>「学校教育と体罰」/ 杉田荘治/学苑社/昭和 58 年 4 月 15 日発行</p>
<p>5</p>	<p>1963/9/26 福岡県田川市の県立田川東高校</p>	<p>担任教師、校長、</p>	<p>1970/8/12 福岡地裁飯塚支部</p>	<p>「本件懲戒行為は、単に教育的効果を期待しえない不適当な訓戒の方法であ</p>	<p>判例時報 613 号 31 頁</p>

	<p>【加害】担任男性教師（25） 【被害】男子生徒（高3・17） 自殺</p> <p>担任教師（25）が人文地理の授業中に私語を続け、生物の参考書を開いていた男子ライトを職員室で指導していたところ、担任が見つかり、応接室でしっ責。以前に喫煙やカンニングをした事実も発覚。そこで、担任は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頭を平手で数回殴打</li> <li>・父親の呼び出し</li> <li>・長時間説教</li> </ul> <p>体罰の翌朝、自宅倉庫で自殺。 「先生の仕打ちをうらむ。死んでも忘れない」など、級友にあてて6通の手紙を書いていた。</p>	<p>福岡県に対して、自殺は担任教師による体罰が原因として、慰謝料と謝罪広告を求め提訴。</p>	<p>一部認容 懲戒行為の慰謝料だけを認め、県に3万円を認容。</p>	<p>るというにとどまらず、原告の身体的自由を長時間にわたって拘束し、その自由意志を抑圧し」「ついには体罰による身体への侵害にも及んだのである」 「担任教師の懲戒行為は限界を超えて違法」としながら、教師の自殺予見性を否定。懲戒行為と自殺との因果関係を否定。 懲戒行為の慰謝料だけを認める。 懲戒の程度、生徒の非行の程度、その他諸般の事情を考慮すると、慰謝料3万円が相当とした。 教師個人に対しては国賠法1条に照らし責任を問えないとした。</p>	<p>判例タイムズ 252号 114頁</p> <p><a href="#">日本の子どもたち</a></p>
			<p>1975/5/12 福岡高裁 一部認容 懲戒行為の慰謝料だけを認め、県に原告2名各々に60万円を認容。</p>	<p>1審を支持。ただし「日頃、必ずしも心服していたわけでもない担任教師から受けた屈辱感、劣等感、その他諸般の事情をしんしゃくすると慰謝料60万円が相当」とした。</p>	
			<p>1977/10/25 最高裁第三小法廷 上告棄却</p>	<p>「違法な懲戒がされるに至ったいきさつや、男子生徒の態度からみて、担任教師は自分の懲戒によって男子生徒が自殺を決意することを予見することは困難だった」「懲戒行為と自殺の間に法</p>	<p>判例タイムズ 355号 260頁</p>

				<p>的な意味での相当因果関係を認めない」として、2審の慰籍料各々60万円を支持。</p> <p>ただし、損害賠償請求を認めながら、弁護士費用を認めなかった点が違法であるとして一部破棄、差し戻された。</p>	
6	<p>1965/9/15 群馬県高崎市の市立小学校 【加害】担任男性教師 【被害】男子児童（小4） くも膜下出血発症</p> <p>体育の授業中に担任教師が、騒いだことと、床に腰をおろしていた姿勢が悪いことを理由に、男子児童（小4）の頭頂部を竹製の教鞭で強く1回殴った。体罰をきっかけに先天性とみられる動静脈瘤奇形が破裂してくも膜下出血を起こす。</p> <p>1967/8/6 小学校6年生時に、再びくも膜下出血で意識不明になる。ものが離れてふたつに見える複視症状などが出る。</p> <p>1966/2/26 責任を感じた教師が自殺。</p>	<p>1968/9/ 男子児童の家族が、教師の体罰によりくも膜下出血になったとして、教師を雇った高崎市に監督が責任あると主張。約500万円の損害賠償を求め提訴。</p>	<p>1972/9/7 前橋地裁高崎支部一部認容。 市に、男子児童に108万円の認容。</p>	<p>第1回出血は、殴打により脳動脈奇形が破裂したためと考えられる。「学校教育法第11条は、校長及び教員の懲戒権を認めると共に、明文をもって体罰を禁止しているのであるから、A教諭のなした殴打行為が違法であることは明瞭である。」「A教諭は本件体罰時までに既に5、6年間小学校教員をしていたことが認められるから、同教諭は当然同条の規定を知っていたものと推認され、本件体罰は故意少なくとも過失によってなされたものと認められる」として、過失を認定。</p> <p>教師の体罰が原因となって、脳動静脈奇形が破裂してくも膜下出血になったもので、頭への殴打がなければ、第1回目の出血はなかったと判断。両者の間に因果関係を認めた。その寄与した割合は、概ね5割と判断。</p> <p>しかし、教諭は、右奇形があることを知らなかったし、その予見可能性を求めることはできないとした。</p>	<p>判例時報 680号 24頁～29頁</p> <p>学校事故判例集3 巻 903頁～911・2頁</p> <p>実務判例 解説学校事故 387～389頁</p> <p>「学校教育と体罰」/ 杉田荘治/学苑社/昭和58年4月15日発行</p> <p><a href="#">日本の子どもたち</a></p>
7	<p>1966/7/21-22 鹿児島県川内市の中学校 【加害】教科担任教師</p>		<p>1966/8/31 川内簡裁 略式命令</p>		<p>学校事故等判例集3 巻 885頁～887頁</p>

	<p>【被害】複数生徒(中2-3)</p> <p>模擬テストの成績不良として、 7/21 3年生8名に竹製指示棒で頭部を2~4回殴打 7/22 2年生16名に竹製指示棒と手の甲で、頭部や頬を、それぞれ6~20回殴打 7/22 職員室で1名に木製指示棒で2回殴打</p>		<p>暴行罪で、罰金1万円の有罪</p>		<p>「教育法規の争点(増改)」/渡辺孝三・下村哲夫/教育開発所 292頁</p> <p>「学校教育と体罰」/杉田荘治/学苑社/昭和58年4月15日発行</p>
8	<p>1967/10/ 新潟県新井市の中学校</p> <p>【加害】教師 【被害】女子生徒35名</p> <p>身体検査が屋内運動場で行われる予定だったことに対し、覗き見されるところとして、場所の変更について女性教師に生徒代表の女子生徒4名が頼みに行ったところ、これを聞いた他の教師が立腹し、女子生徒4名の顔面を平手で3~5回殴打。これを非難した女子生徒31名に対し、平手で顔面を1~2回、あるいは5回殴打</p>		<p>1970/5/12 高田簡裁 略式命令 教師に暴行罪で罰金5万円</p>		<p>学校事故等判例集3巻 885頁~887頁</p> <p>「教育法規の争点(増改)」/渡辺孝三・下村哲夫/教育開発所 292頁</p> <p>「学校教育と体罰」/杉田荘治/学苑社/昭和58年4月15日発行</p>
9	<p>1969/6/10 千葉県八千代市の市立中学校</p> <p>【加害】教師 【被害】生徒(中3)</p> <p>教師が、生徒の態度が卑怯だとして立腹し、素手で鼻付近を1回殴打し、治</p>		<p>1969/10/8 八千代簡裁 略式命令 傷害罪で、罰金4000円</p>		<p>「教育法規の争点(増改)」/渡辺孝三・下村哲夫/教育開発所 292頁</p> <p>「学校教育と体罰」/杉田荘治/学苑社/昭</p>

	療 1 週間の打撲傷を負わせた。				和 58 年 4 月 15 日 発行
10	1970/9/24 鹿児島県鹿児島市の市立小学校 【加害】クラス担任教師 【被害】児童(小3)  朝礼時、児童が水遊びをしていたので、クラス担任が立腹し、平均台前で顔面を平手で2～3回殴打		1972/2/3 鹿児島簡裁 暴行罪で、罰金 4000 円	前述事実は暴行罪に該当する。なお当該児童は以前、友達を自転車の荷台から振り落として怪我をさせたことがあったが、そのことについて両親から担任に何ら挨拶がなかったのは、その事実を児童は親に話していないためだと考えていた。	学校事故等判例集 3 巻 901・7 頁～902 頁  「学校教育と体罰」/ 杉田荘治/学苑社/昭和 58 年 4 月 15 日 発行
			1972/11/30 福岡高裁宮崎支部 一審を破棄 無罪	児童は平均台の上で、軽く頭をたたかれたと供述した。 幅 10 センチ～15 センチの平均台の上で、教師は児童と並んだ形で生徒たちのほうを向いており、右手で、平均台の上から落とさないように左こめかみを打つことは至難のわざに等しく、むしろ、上から押さえたと認めるのが妥当である。一審は事実誤認した。 大人が子どもをさとす場合、その頭を軽く上から押すことは通常、応々ありうる形の訓戒の仕方であり、それは学校教育法 11 条の禁止事項にもふれないし、ましてや刑法上の暴行罪の不法な有形力の行使にも該当しない。	
11	1973/10/4 千葉県の県立安房農業高校 【加害】男性体育教師(27) 【被害】女子生徒(高1) 傷害	1974/3/ 学校の対応に不満を持った女子生徒側が、体育教師を過失傷害罪で刑事告訴。	1978/9/28 館山簡易裁判所 過失傷害罪を認め 教師に罰金 3 万円。		判例時報 967 号、  判例タイムズ 413 号

	<p>男性体育教師(27)が、体育のバスケットボール授業で、教師の指示が守れなかった一種の罰として「必殺宙ぶらりん」をやらせた。女子生徒(高1)がバランスを崩して落下、腰椎捻挫の傷害を負った。 9カ月間入院。退院後も1年にわたり、頭痛、腰痛、足や肩の痛み、手のしびれといった後遺症に悩まされ、学業も遅れた。</p>				<p><a href="#">日本の子どもたち</a></p>
			<p>被告教師が控訴。 高裁 控訴棄却。被告上告。</p>	<p>「危険な行為をさせるときには、自ら模範演技を示すなど教師には事故を防ぐ義務がある」として有罪判決。</p>	
			<p>1981/6/ 最高裁 2審を支持。 罰金3万円(確定)</p>		
		<p>1975/10/ 女子生徒と母親が、千葉県と校長を相手取り、本人に860万円、母親に380万円の損害賠償の支払いを求め提訴。</p>	<p>1980/3/31 千葉地裁 一部認容。 県に、女子生徒に480万円、母親に39万円認容。</p>	<p>「被告Bが本件懸垂を命じた行為は、体育授業中の懲戒行為であると認めるのが相当であるが、被告Bには傷害の故意が認められないこと、および本件懸垂の態様に照らすと、体罰であるとまでいうことはできない」 「世上行われている筋力の鍛錬の方法としてはほとんど例を見ない希有な異常ともいえるものであり」「床から3.1メートルの懸垂は、ひとによっては恐怖を感じ、非常に危険な方法であることを考える」として、教師の行為は直ちに違法とは言えないけれど、マッ</p>	<p>判例時報 1112号 58頁</p>



				<p>トも敷かず、口頭説明だけで教師が模範演技もしなかったことなどを勘案して、懲戒の限度を超えたものであり、体育教師にのみ過失がある」と認定。また、「被告N、同K（校長）らは教師としてより先ず一個の人間として原告に対し遺憾の意を表わし労わりの言葉をかけるのが当然であろう。」「被告らの頑なな態度が感じ易い時期にある原告の心をいたく傷つけ、前記後遺症の心的原因になったことは充分窺える」ので「後遺症と本件事件との間には因果関係がある」と認定。</p>	
			<p>1984/2/28 東京高裁 控訴棄却。 1審支持。 県に、女子生徒に520万円、母親に49万円の認容。</p>	<p>原則として「懲戒をする必要性のあること、運動場内のマラソン、うさぎ飛び、正座など、懲戒の方法が一般社会の常識から認められ、危険でないことを要する」。 「本件懸垂の方法としての希有性、異常性等に照らせば控訴人（N）の本件懸垂を命じた行為は同人の意図はともかくとして、筋力の養成のためとかバスケットボールの目的達成のためというよりは体育授業中の懲戒行為の外形様態をなすものと認めるのが相当である。」「体育教師が行う懲戒の限度を超えた違法のものである」と認定。</p>	<p>判例時報 1112号 54頁</p>
			<p>最高裁 上告棄却</p>		
12	1976/5/12		1977/5/ 略式起訴		刑事裁判月報 13巻

<p>茨城県水戸市の市立第5中学校  <b>【加害】</b> 女性教師 (45)  <b>【被害】</b> 男子生徒 (中2・13)                  原因不明の脳内出血で死亡</p> <p>女性教師 (45) が、体育館での体力診断テスト中に叱責。頭を数回殴打。8日後、佐藤浩くんは原因不明の脳内出血で死亡。</p>		<p>の略式命令罰金5万円。</p>		<p>4・5号 341頁  <a href="#">日本の子どもたち</a></p>
	<p>1977/6/                  K教師は、略式起訴の罰金5万円を不服として、正式裁判申し立て。</p>	<p>1980/1/16                  水戸地裁                  暴行罪で罰金3万円。</p>	<p>生徒らの証言を採用。「私憤による暴行」と違法性を認定。「学校教育法で禁止された体罰にあたる」として違法性を認定。</p>	
	<p>被告(教師)控訴。</p>	<p>1981/4/1                  東京高裁                  逆転無罪(確定)。</p>	<p>「懲戒の手段方法」を口頭による説諭を原則としながらも、「単なる身体的接触(スキンシップ)よりもやや強度の外的刺激(有形力の行使)を生徒の身体に与えること」には、教育上肝要な注意喚起行為ないしは覚醒行為としての効果があるから、「有形力の行使と認められる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」として、違法ではないと判断。また、死亡と本件行為との間に因果関係はないとした。</p>	
	<p>1979/11/10                  遺族が学校(水戸市)と女性教師に約4900万円の損</p>	<p>1982/12/15                  水戸地裁                  請求棄却。</p>	<p>「暴行と死亡の因果関係は立証できない」とした。</p>	

		害賠償を請求して提訴。			
13	<p>1976/10/9 神奈川県逗子市の市立久木中学校 【加害】男性教師 【被害】男子生徒(中2)</p> <p>2年生の男子生徒が職員便所を使用し、職員便所であることを「知らなかった」と虚偽の弁解をしたので、教師は「知らないですむか」とどなりつけ、胸倉をつかんで、左頬部を平手で2回叩き、便所の入り口の柱に押し付けた。男子生徒は前胸上部に、とくには治療するほどでもない擦過傷を負った。</p>		<p>1978/3/31 横浜地裁 一部認容 神奈川県と逗子市に、それぞれ10万円を認容</p>	<p>本件加害行為は体罰に属するものであるから、正当な懲戒権行使の限界を逸脱した違法なものである。 当該生徒は平素真面目であり、正確も内気である。一方、虚言を用いたこと、その他の諸事情に照らして、慰謝料10万円が相当であるとした。 国賠法1条により、公務員個人には、その責任がないとした。</p>	<p>問答式 学校事故の法律実務1 577頁～580頁1</p>
14	<p>1977/12/1 佐賀県の県立高校 【加害】担任教師 【被害】女子生徒(高1)</p> <p>クラス担任の教師が女子生徒の顔面を平手で4回ぐらい(回数については争いあり)殴り、左耳鼓膜を全欠損させ、4か月治療の傷害を与えた。後遺症はない。 女子生徒は服装・髪形が目立ちも欠席・遅刻も多く、学習態度も好ましくない。有職少年と深夜ドライブをし、訓戒を受けたこともある。事件後、転校した。</p>		<p>1979/6/29 佐賀地裁 請求棄却</p>	<p>傷害事件として、警察は昭和22年12月23日頃から取調べ、当該教師は刑事処分(量刑不明)を受け、また行政処分として戒告されている。 殴打は、懲戒権の行使として許される範囲を逸脱しているものである。しかし後遺症はなく、当該教師は陳謝し、治療費も負担している。 国賠法1条にいう「違法」とは、たんに法に違背するというだけでなく、実質的に損害賠償義務を負わせるものがなければならないが、本件の場合、それが無い。したがって、佐賀県に損害賠償の義務はない。</p>	

<p>15</p>	<p>1978/2/ 東京都大田区の中福小学校 【加害】教師3人 【被害】男子児童(小6) 自殺未遂</p> <p>いたずらで近所の窓ガラスをパチンコ玉で割った男子児童(小6)が、3人の教師から厳しく詰問された直後、校舎3階の窓から飛び降り自殺をはかる。全治約8か月の重傷。</p>		<p>1982/2/16 東京地裁 棄却</p>	<p>この事件は当時卒業まで1か月を残さない6年生が、学校関係者以外の者に損害をかけ、目撃者から声をかけられながら逃げ出すというかなり悪質なもので、すでに被害者から苦情が寄せられていたことでもあり、学校としては事件を早急に解明することがトラブルを避けるうえでも必要であった。これらの点に加えて、事情聴取に至った経緯およびその内容からすると、「本件事情聴取にあたってのT教諭らの言動のうちには、個別的に見れば教育者の言辞として必ずしも妥当でないと感じられるものもあることは否めないが、これをもって本件事情聴取が前記注意義務に反した違法な行為であるとまでは到底理解することができない。</p>	<p><a href="#">日本の子どもたち</a></p>
<p>16</p>	<p>1980/11/18 鹿児島県天城町立中学校 【加害】担任教諭 【被害】女子生徒(中1) 女子生徒が昼休み時間に、美術教室で美術担当教諭の指導のもと、文化祭に出品する図画の製作に当たっていたことが原因で、昼休み時間終了後の清掃時間に5分遅刻したところ、担任教諭が事情を充分聴取しないまま同生徒の顔面を殴打したり、校庭に正座させる体罰を加えた。結果、女子生徒は外傷および心因性の障害を受け、転校。</p>		<p>1984/11/6 鹿児島地裁 一部認容。</p>	<p>「学校教育法11条但書は、懲戒の方法として体罰を加えることを禁止しているが、同条により全面的、一律的に体罰が許されないものか否かはともかく、前記判事のような教員が行使する懲戒に関する制約及び法が明文をもって体罰の禁止を宣言している趣旨に照らし、少なくとも生徒等に対する教育指導上差し迫った必要のない安易な体罰の行使は許されないものというべきである。特に、中学校生徒は、まだ未熟な面が多いとはいえ、自我に目ざめ独立的、自立的行動を望み自己を主張し始める年頃であるから、体罰がこれ</p>	<p>判例地方自治 12号61頁 実務判例 解説学 校事故 391頁</p>

				<p>らの年代の生徒に与える心理的な影響も大きくなりがちなものと解され、これらの者に対する体罰の行使は特に慎重な配慮を要するものというべきである。</p> <p>本件の場合、「原告が清掃時間に遅れたことについては正当な理由があるのに、A教諭はその事情もよく把握しないまま原告に本件体罰を加え、しかも頬の殴打はかなり力を込めたものであったこと、原告が精神的に感じやすいいわゆる思春期の女生徒であること」</p> <p>「本件事故当時原告に対する指導につき、A教諭が体罰をもって臨まなければ教育的指導ができないほどの事情が存在したことをうかがわせる証拠はないことなど、異常の事情に照らして考えると、A教諭の本件体罰は、教育上の必要性を欠く違法なものというべく同教諭の過失を免れない」とした。</p>	
17	<p>1983/1/22 埼玉県所沢市向陽中学校 【加害】サッカー部顧問教師 【被害】男子生徒(中2) サッカー部顧問が、部活をさぼったことを理由に、男子生徒にたびたび暴行。サッカー部を破門の上、毎日反省文を書かせ、給食もクラスで食べさせず、鼻柱が変形するほど暴行。</p>	<p>両親と男子生徒が刑事告訴。</p>	<p>1985/6/11 略式起訴で教諭に傷害罪で、罰金3万円の有罪。</p>		<p><a href="#">日本の子どもたち</a></p>
18	<p>1985/3/23 岐阜県の県立中津商業高校</p>	<p>1985/5/14 遺族が「娘の自殺</p>	<p>1993/9/6 岐阜地裁</p>	<p>「顧問教諭の侮蔑的発言は身体に対する侵害と併せて、生徒の名誉感情ない</p>	<p>判例時報 1487 90 頁</p>

	<p>【加害】 陸上部男性顧問教師 (46)                  【被害】 女子生徒 (高2・17)                  自殺</p> <p>陸上部男性顧問教師 (46) の暴力的シゴキや体罰。                  竹内恵美さん (高2・17) が自殺。</p>	<p>は体罰が原因だ」として学校 (岐阜県) と陸上部顧問を相手に、5000万円の損害賠償を求め提訴。</p>	<p>一部認容。                  県に計 300 万円の慰謝料を認容 (確定)。</p>	<p>し自尊心を著しく害するものであって違法行為に該当する。」と認定。                  自殺と体罰の因果関係については、「遠因ではあるが、直接の因果関係とまでは言えない」とした。また、「自殺という行為は最終的にはその人の意思決定によるものであるから、自殺を決意する可能性がある」と予見することはおよそ不可能。」として、相当因果関係を否定。                  教師個人の損害賠償も認めなかった。</p>	<p>季刊教育法「体罰・いじめ」1986年9月臨時増刊号 137 頁</p> <p><a href="#">日本の子どもたち</a></p>
<p>19</p>	<p>1985/5/9                  岐阜県の県立岐陽高校                  【加害】 A 教諭・F 教諭                  【被害】 男子生徒 (高2)                  ショック死</p> <p>担任 (36) をはじめ数人の教師が、修学旅行先の宿で、持参を禁止されていたヘア 드라이ヤーを持ってきたとして、殴る蹴るの体罰。                  高橋利尚くん (高2) がショック死。</p>	<p>1985/5/30                  A 教諭、傷害致死罪で起訴。                  F 教諭、暴行容疑で書類送検。</p>	<p>1986/3/18                  水戸地裁土浦支部担任の A 教諭、傷害致死罪で懲役 3 年の実刑。                  F 教師、不起訴処分。</p>	<p>「教育的意図を有していたとしても、本件行為自体は教育的懲戒とおおよそ無縁のもの」と断定。</p>	<p>季刊教育法「体罰・いじめ」1986年9月臨時増刊号 137 頁</p> <p>判例タイムズ 589号 142 頁</p> <p><a href="#">日本の子どもたち</a></p>
<p>20</p>	<p>1985/12/                  神奈川県川崎市の市立中学校                  【加害】 男性教師                  【被害】 男子生徒 (中1)</p> <p>「みだりにほかの教室に入ってはならない」という決まりをやぶったことを理由に、男性教師が男子生徒 (中1) を廊下に正座させ、頭を殴ったりけつ</p>		<p>教師に罰金 10 万円の有罪判決</p>		

	たりした。男子生徒は胸の骨折などで3週間のけが。後遺症で胸が痛んだり、じんましんが出るようになった。				
		生徒側が、市に約3000万円の損害賠償を求めて提訴	1994/ 市側が1000万円を支払うことで和解		
21	<p>1986/7/2 石川県小松市の市立芦城中学校 【加害】担任男性教諭(24) 【被害】男子生徒(中2・13) 死亡。</p> <p>担任で数学担当の男性教師S(24)が、北野章君(中2・13)が遅刻したり、音楽の教科書や通信ノートなどを忘れたとして、宿直室に呼びだして叱った。「なんやその反抗的な顔は！根性をたたき直してやる」「歯を食いしばれ」などと言って、章くんの顔を平手で4回ほど手加減なしで往復ビンタし、2～3回足払いをかけて畳の上に投げつけた結果、頭を強く打って意識不明の重体となる。7/5死亡。</p> <p>加害教員は「明日も忘れ物をしたら本当に怒る」と被害生徒に伝えていたが、被害生徒は母親が病気入院中で、家事や弟の面倒も見ていたために遅刻が多くなり、「忘れ物」も家計が苦しいためそもそも持っていなかったという。さらに被害生徒は解剖の結果、動静脈に</p>	男性教諭を傷害致死容疑で逮捕	<p>1987/8/26 金沢地裁 男性教諭に、懲役3年の求刑に対して、懲役2年6月、執行猶予3年の有罪判決。</p>	<p>被告人の熱心さが招いた被害者及び被告人の双方にとって不幸な事故であったこと、被害者の遺族と小松市との間で示談が成立し、被告人からも別途見舞金として合計150万円を支払ったこと、被害者の父親は、捜査官に対し、被告人を恨む気持ちはなく、本件で被告人が教職を去らなければならなくなるのはかわいそうだと供述するほか、当裁判所に、寛大な処分を望む旨の嘆願書を提出し、被告人を宥恕(ゆうじょ)していること、被告人は本件により懲戒免職され社会的制裁を受けていること、被告人が、本件を深く反省し、毎月命日には被害者の仏前に参るなどして被害者の冥福を祈っていることなど、被告人のために斟酌すべき事情も存するので、以上の諸事情を総合考慮し、被告人に対してはその刑の執行を猶予する。</p>	<p>判例時報 1261号 141頁</p> <p><a href="#">日本の子どもたち</a></p>

	先天的な異常があることも判明した。				
22	<p>1986/7/ 千葉県習志野市の市立第七中学校 【加害】担任教師(34) 【被害】男子生徒(中2)</p> <p>給食の時間に遅れたことを理由に、男子生徒(中2)が、担任教師(34)に足で顔を蹴られるなどして、前歯の神経1本がマヒ、あごの骨がずれ、全治5カ月の重傷を負う。担任教師は口頭訓告。 1989/6 情報公開制度で手に入れた事故報告書に誤った記述があることが判明。訂正申立をする。</p>		担任教師に傷害罪で、7万円の罰金		
		1989/12/ 男子生徒側が学校と教師を相手取って損害賠償を求めて提訴	1992/2/21 千葉地裁 習志野市に慰謝料など55万円の認容。教師個人の賠償責任は認めなかった。	体罰が生徒に与える屈辱感や体罰後の教師や学校、市教委の不適切な対応なども慰謝料請求の根拠として認めた。	1992/2/22朝日(月刊「子ども論」1992年4月号)
23	<p>1987/1/17 神奈川県川崎市立の市立桜本小学校 【加害】特殊学級選任の男性教師(32) 【被害】特殊学級に通う男子児童(小2・8)</p> <p>本間達也君が書き初め用に教えた字を書こうとしなかったため、男性教師は「集中力を欠く」と言って、逃げ出さないよう頭を片手で抱えて、こぶしで</p>		1987/8/26 横浜地裁川崎支部 懲役3年実刑判決		<p>判例時報 1261号144頁</p> <p><a href="#">日本の子どもたち</a></p>



	<p>数回頭を力いっぱい殴った。 正午過ぎ、達也くんは帰宅後、「頭が痛い」と訴え、保護者が付き添って病院で診察を受けたが異常は発見できなかった。 翌日(1/18)午後9時過ぎ、再び「頭が痛い」と訴え、救急車で病院に運ばれるが、硬膜下血腫で死亡。</p>				
24	<p>1988/9/22 愛知県名古屋市の市立南養護学校 【加害】男性教師(34) 【被害】男子生徒(17) 傷害</p> <p>男性教師(34)が、授業中落ち着きがないなどの理由で、個別指導と称して生徒訓練室で、指で右目を強く押さえる。ズボンを下げ、性器を強く握る。(教師否定) 男子生徒(17)が、結膜下出血を起こし全治約3週間のけが。 男子生徒は、強度の弱視と、中度の知的障がい、左半身麻痺及びてんかん等の障がいを負っている。</p>	<p>1989/ 学校側が男子生徒の話から信用しようとしなから、 「教師から体罰を受けてけがをした」として、両親が市を相手に約90万円の損害賠償を請求して提訴。</p>	<p>1993/6/21 名古屋地裁一部認容。 市に約30万1000円を認容。</p>	<p>「(知的障害者に)体験していない事実を自分で体験したように話をさせるのは困難」とする医師の鑑定を採用し、「供述は信用できる」と判断。 「教師は故意に原告に体罰を加えた。原告が被った精神的損害は大きい」などとした。</p>	<p>判例時報1487号83頁 <a href="#">日本の子どもたち</a></p>
			<p>高裁 逆転敗訴 最高裁に上告</p>	<p>証言が断片的で矛盾しているとして、信用性を否定。</p>	
25	<p>1989/9/12 福岡県福岡市の市立壱岐中学校 【加害】教師7人</p>	<p>1991/3/19 卒業後、生徒2人のうち1人が母</p>	<p>1996/3/19 福岡地裁一部認容</p>	<p>「学校教育法11条ただし書きの趣旨は、いかなる懲戒の目的が正当なものだとしても、絶対的に体罰を禁止するこ</p>	<p>判例時報1605号97頁</p>

	<p>【被害】 男子生徒 2人 (中2)</p> <p>教師 7人が、恐喝事件を起こしたとして問いただしたが否定され、尋問するために、男子生徒 2人 (中2) を近くの海岸の波打ち際で首まで“生き埋め”の体罰。約 30 分で掘り起こした。</p>	<p>親とともに、「教師らの行為は人権侵害」として、校長と 7人の教師、学校管理者の福岡市に 1000 万円の損害賠償を請求し提訴。</p>	<p>福岡市に 50 万円を認容(確定)。</p>	<p>とにある。本件砂埋めは違法な体罰に該当し、当該教員は、体罰を禁止した法の趣旨に関する理解が十分でなく、指導方法を誤ったと言える。生徒に与えた屈辱感などの精神的苦痛は相当なものであったと認められる。」とした。</p>	<p><a href="#">日本の子どもたち</a></p>
26	<p>1989/11/ 大阪府大阪市の此花工業高校 【加害】 実習担当助手 (49) 【被害】 男子生徒</p> <p>製図室で、指示を無視して、男子生徒が製図作業をしていたところ、実習担当の助手から教務手帳で頭部を数回殴られ、左鼓膜破裂で約 2 週間のけがを負った。男子生徒は助手の顔を 1 回殴り返したため、停学処分。単位追加の認定授業を受けられず進級ができなかった。別の定時制高校に転校。</p>	<p>元生徒が、体罰を受けて鼓膜破裂のけがをしたうえ、不当な停学処分などにより転校せざるを得なくなったなどとして、市を相手に約 330 万円の損害賠償を求めて提訴。 被告側は、「助手は頭を軽くたたいた程度で、鼓膜破裂と関係ない」などと主張</p>	<p>1993/9/3 大阪地裁 市に慰謝料など約 40 万円を認容</p>	<p>助手の体罰とけがの因果関係を認めたが、学校の処分については、原告が殴り返している、事件後も反省の態度が見られなかったなどとして正当性を認定。「体罰は口頭で従わなかったため行われたものだが、2 週間のけがをさせたのは行きすぎ」とした。</p>	<p>1993/9/4 朝日新聞・大阪 (月刊「子ども論 1993 年 11 月号)</p>
27	<p>1991/4/ 福岡県京都郡の県立豊津高校 【加害】 体育男性教師 【被害】 男子生徒 (高 1)</p> <p>体育担当の男性教師が体育の授業中、グラウンドに整列した直後に私語をし</p>	<p>1993/10/ 生徒の両親が、体育教師を暴行罪で告訴。</p>	<p>1994/3/ 起訴猶予処分。</p>		

	たり、あくびをかみ殺していた男子生徒（高1）の顔面を4、5回平手でたたいた。さらに反抗的な態度をとったとして、顔を4、5回たたき、足で腹を押しした。				
		1994/6/28 体罰を受けて3年以上経過して民事裁判で、元生徒と両親が、「体罰によって、精神的苦痛を受けた」として、県を相手に120万円の損害賠償を求めて提訴。	1996/4/16 福岡地裁行橋支部一部認容 県に22万円認容	「注意を守らなかったからといって殴打する必然性は授業内容からしてなかった。体罰に該当することは明らかで違法」とした	1996/4/16西日本新聞（月刊「子ども論 1996年6月号）
28	1991/6/14 大阪府八尾市の市立中学校 【加害】担任男性教師 【被害】男子生徒（中2）  午後7時頃、担任教師が、不登校気味だった男子生徒（中2）の自宅を突然に家庭訪問。父親が2階の自室にいた男子生徒を玄関に呼び出し、教師が「何で学校にけえへんのや。お前が来んなら皆が迷惑するやろ」などと言ったところ、男子生徒は「そんなこと知らんわ」と言って、2階に上がって行った。教師はKくんを追って2階に上がり、「今、何と言ったんや。もう一度言	男子生徒と両親が、教師の不法行為に対して、八尾市に損害賠償を求めて提訴。	1997/3/28 大阪地裁一部認容。 男子生徒の被った精神的苦痛に対して20万円の慰謝料と弁護士費用2万円の支払いを八尾市に認容。	教師の暴力を「教育上必要とされる限界を逸脱した懲戒は違法なもの」「当該有形力の行使が、生徒等の身体に障害を生じさせるようなものである場合には、それ自体、同条（学校教育法第1条）但書が禁止する違法な体罰であり、民法上の不法行為として評価されるものと解するのが相当である」とした。ただし、男子生徒がその後、不登校になり、府立高校に進学できず高等専修学校に進学しなければならなかったことに対する損害賠償請求は、教師の暴行行為との相当因果関係が認められないとして、却下された。また、男子生徒の不登校による両親の精神的苦痛に	「学校事件—そのアカウントビリティ」／下村哲夫／2001.5.10ぎょうせい

	<p>ってみろ。こら」と言いながら、暴行を加えた。頭部捻挫で全治1週間の診断。</p>			<p>対しても認めなかった。</p>	
29	<p>1991/11/ 神奈川県横浜市の市立小学校 【加害】女性教師(44) 【被害】女子児童(小5・11) 傷害・心因性頭痛</p> <p>女性教師(44)が、図画工作室で、女子児童(小5・11)がいたずらしたことを怒り、胸元をつかんで押したところ、児童は2メートル先に尻もちをつき、尾骨を折る3カ月のけがを負った。その後、心因性の頭痛などを訴えた。1998/1/ 市は、示談金340万円を支払い、女性教師も見舞金などとして、約100万円支払った。市は、「女児の肩を軽く押しただけ」で体罰はなかったと主張していた。</p>	<p>横浜市の「体罰問題を考える市民グループ」のメンバーが、「体罰を受けて骨折するなどした小学校女児に横浜市が支払った示談金340万円を教師に請求しないのは違法」として、横浜市を相手に違法の確認を求める裁判を起こした。</p>	<p>2002/6/26 横浜地裁 棄却。</p>	<p>「教師の行為は正当な懲戒権の行使を超えた違法な体罰」と認定。教師の故意・重過失により、市には教師への求償権が発生するとしたが、「医療費や慰謝料計250万円のうち教師の負担分は半分程度。教師はほぼ同額を既に支払っている」として、求償しないことが違法ではないと判断。原告の請求を棄却。</p>	<p>2002/6/27 神奈川新聞</p>
30	<p>1992/6/16 長崎県壱岐の県立壱岐高校 【加害】担任(37)、副担任(49) 【被害】男子生徒(高1・15)</p> <p>高校の校内で開かれたセミナーハウスの合宿中に、女子生徒の部屋に他の男子生徒と一緒にいた男子生徒が、担任にこぶしで顔を殴られ、副担任に平手で約10回殴られた。同生徒はあごを3針縫い、歯を数本折るけがをした。</p>	<p>1992/8/ 遺族が、担任教師2人を傷害致死罪で告訴。</p>	<p>長崎県警壱岐署は、教師2人を傷害致死の容疑で書類送検。副担任だけが暴行罪で起訴された。 1993/6/15 副担任に、罰金15万円の有罪判決。</p>		<p>1993/6/16 西日本 (月刊「子ども論」 1993年8月号)</p>

	8日後、自宅風呂場で急性心不全を起こして死亡。				
		1993/1/ 両親が、「息子は体罰が原因で死亡した」として、県と教師2人に総額6600万円の損害賠償を求めて提訴。	1995/10/17 長崎地裁一部認容。 県に慰謝料など総額90万4300円認容。	「(生徒は)規律違反を犯し、高校入学以来初めて教師から体罰を受けたことに基づく精神的重圧があった」と、体罰によるストレスが生徒のてんかん発作を誘発し、死因の心不全を招いた可能性にも言及したが、「全面的に否定することはできないものの(体罰とてんかん発作の)両者の間に因果関係があるとの確信も抱くことができない」として、死亡と体罰に因果関係を否定。直接の死因となった心不全は、てんかんによるものとした。 そのうえで、教師2人の暴行は、「学校教育法に禁じられている体罰に当たり、傷害との間に因果関係がある」とした。	1995/10/17 西日本新聞(月刊「子ども論」1993年12月号)  <a href="#">日本の子どもたち</a>
31	1994/4/ 福岡県筑紫市の県立武蔵台高校 【加害】常勤男性講師 【被害】男子生徒(高2)  新入生歓迎バレーボール大会で競技が終わった男子生徒(高2)が友人数人とバレーボールを使ってサッカーをして遊んでいたところ、常勤の男性講師から「バレーボールはけるものではない」と1回ずつ頬を平手で殴られた。一部がふてくされた表情をしたため、さらに2回ずつたたいた。同生徒はも	生徒は講師を傷害罪で告訴。	福岡地検が略起訴をし、罰金20万円の略式命令。		

	ともと耳が悪かったが、この体罰で耳鳴りが始まり、授業に集中できず、中退した。				
		常勤講師の体罰の影響で、耳鳴りが治らず、中退を余儀なくされたとして、福岡県を相手に約5400万円の損害賠償を求めて提訴	1996/9/3 福岡地裁 一部認容。 県に213万円認容	体罰と耳鳴りの因果関係を認定。 「講師は感情に任せて体罰を加えたもので、体罰と耳鳴りとの因果関係は認められるが、耳鳴りが学校生活に影響を与えたとまでは言えない」とした。	1996/9/4 西日本新聞（月刊「子ども論」1996年12月号）
32	1994/9/9 兵庫県龍野市 市立揖西（いっさい）西小学校 【加害】男性教諭（46） 【被害】男子児童（小6・11）  担任の男性教諭（46）が、内海平くん（小6・11）が「運動会のポスターの絵、自分で考えたんでもええん」と質問したことに対し、「3時限目に説明したやろ。何回同じことを言わすねん」と大声で怒鳴り、利き手の左平手で頭頂部を1回、両頬を往復で1回殴打。平くんが他の同級生の方を見て照れ笑いを浮かべたのを見て、馬鹿にされたと思い立腹して、「けじめつけんかい」と怒鳴りながら、再び利き手の左平手で頭頂部を1回、続けて両頬を往復で1回殴打。 1時間後に自殺。	1994/12/1 担任教師を暴行容疑で書類送検。	1995/3/28 暴行罪で略式起訴され罰金10万円の略式命令。		<a href="#">日本の子どもたち</a>

		1996/9 両親が龍野市を相手に7035万円の損害賠償を求めて提訴。	2000/1/31 神戸地裁 姫路支部 一部認容。 龍野市に約3790万円を認容。(確定)	「本件殴打行為は、A教諭が平の言動に激昂し、感情のはげ口を求めてしたものであると認めることができる。したがって、本件殴打行為を目して懲戒権の行使(教育的指導)と評価することはできず、単なる暴力であったといわざるを得ない」と違法性を認定。 「生徒の受けた肉体的・精神的衝撃がどの程度のものかを自ら確かめ、生徒に謝罪するなどの適切な処置をとって精神的衝撃を緩和する努力をしていれば、自殺を防止できたがい然性が高い」として、教師の安全配慮義務違反と自殺との因果関係を認定。平くんが自殺を選択したこと自体について、過失相殺を認定。	判例時報 1713号 84頁、  判例タイムズ 1024号 140頁
33	1994/11/14 東京都東久留米市 市立中央中学校 【加害】教師 【被害】女子生徒(中2)  道徳の時間に、教師が女子生徒ら6名に対し、文化発表会で行われたアンケートを集計するよう指示したところ、当該女子生徒が、「集計しないでいいって言ったじゃない。自分の言ったことに責任を持てよ」と反論したところ、教師は激昂し、「もう一度言ってみろ」とどなり、同生徒の左頬を1回殴った。教師は「もう一度言ってみろ」と言って平手で頬を殴った。にらみ返した女子生徒(中	1995/3/14 女子生徒は、教師を暴行容疑で告訴。	1955/12/26 略式起訴で教師に10万円の罰金刑。	「優位な立場にある教師による、授業時間中の感情に任せた暴行。およそ教育に値しない」として、明確に体罰と認定。 「戦後50年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることは一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるのにはよほどの事情があったはずだというような積極、消極の体罰擁護論が、いわば国民の『本音』として聞かれることは憂うべきことである」と判事。そのうえで、「体罰は、将来を担うべき生徒・児童に対し暴力によって問	判例タイムズ 919号 182頁  <a href="#">日本の子どもたち</a>

	2)に、「なんだ、その顔は」「お前らクズだ」と言って、髪の毛をわし掴んで引っ張り、さらに2度平手打ちした。			題解決を図る気質を植え付ける」とした。	
		女子生徒と父親が、東京都を相手に、計600万円の損害賠償を求めて、提訴。	1996/9/17 東京地裁 一部認容 東久留米市と東京都に50万円認容。		
34	1995/7/17 福岡県飯塚市 近畿大学附属女子高等学校 【加害】男性教諭(50) 【被害】女子生徒(高2・16) 死亡  男性教諭(50)が陣内知美さんを殴った際、コンクリートの壁に頭を打ち付け、死亡。	男性教師を刑事告訴。	1995/12/25 懲役2年の実刑判決。(求刑3年)	暴行態様については、「言葉で言い聞かせるなどの指導をせず、怒りにわれを忘れて手加減を加えずいきなり突くなどした。不意をつかれた被害者は身構える暇もなく、コンクリート柱に頭部を激突させており、その行為の危険性は大きい」と認定。「生徒を保護すべき教師が、憤激のあまり、生徒に暴行して死なせた」とした。	<a href="#">日本の子どもたち</a>
			1996/6/25 福岡高裁 被告の控訴を棄却。	「教育の名に値しない感情に走った私的な暴行」として、一審判決を支持。	
35	1996/7/15 東京都目黒区の区立鷹番小学校 【加害】担任の女性教諭(58) 【被害】男子児童(小1) 傷害・不登校  担任の女性教諭(58)が、男子児童(小1)の腕を金属フックで7センチ傷つける。	男児と保護者が、体罰を行った教師や学校管理者である目黒区と、被害者を排除しようと嫌がらせをした親たちのうちPTA役員	2001/3/23 東京地裁 一部認容。(確定) 目黒区に慰籍料として50万円の認容。 PTA2名に対する訴えを棄却。	児童の腕の傷について、教師が「フックの危険性を児童に教えようとした」「痛みを体感させようとした」教育指導目的であると認定。「体罰と捉えられかねない不適切な行為」としながらも体罰を否定。また、頭をたたいたこと1回のみを認め、それ以外の体罰や暴言については証拠がないとして認めず。	判例タイムズ 1237号 285頁  判例地方自治 220号 70頁  <a href="#">日本の子どもたち</a>



	以前にも、同級生のツバが入ったのを見た男児が給食を食べるのを拒むと紐でイスに縛りつけたり、給食の容器で何度も頭を殴るなどの体罰をしていた。 親の抗議後、男児は教室で担任に嘘つき呼ばわりされ、不登校となる。	2名を提訴。		ただし、小学校1年生という感情豊かな時期の児童に対して、精神的な苦痛を与えたという理由で、慰謝料として相当の金額が支払われるべきとした。怪我をした理由を保護者に連絡をしなかったことは不適切としながらも、その後、謝罪したことで問題なしとした。	
36	1998/8/28 兵庫県高砂市の市立竜山中学校 【加害】顧問の男性教諭(41) 【被害】男子生徒(中2・16)  顧問の男性教諭(41)が、バレーボール部の合宿でスパイクミスをしたことに腹を立て、小山勝平くん(中2・16)の顔面をバレーボールで殴った結果、脳内出血を起こし植物状態になる。	母親が、息子が脳内出血を起こし意識不明になったのは、顧問の男性教諭がボールで殴ったためとして、高砂市に損害賠償などを求め提訴。	2001/9/23 神戸地裁 姫路支部 和解	裁判所は、相当に厳しい暴力があったこと、教諭の暴行と小山君の症状の間に因果関係を有に認めることが出来るとした。そのうえで、 ①高砂市が損害賠償金1億6000万円を支払うこと。 ②再発防止に努めること。 ③男性教諭が原告らに謝罪すること。 などを盛り込んだ和解条項に双方が合意。	<a href="#">日本の子どもたち</a>
37	2001/1/ 神奈川県横浜市の市立中学校 【加害】部活動顧問・国語教師 【被害】女子生徒  女子生徒が部活動の顧問に腰をけられ、10日間のけがを負う。また、授業中に国語教師から、書き初めで書いた作品をほおに指を当てて傷跡をなぞる仕草をして「こういう人たちが書くような言葉だ」と言われ、同級生らから「やくざ」などとからかわれるようになった。卒業文集でも、頬に傷のある似顔絵を描かれたが担任の女性教諭	元生徒が、暴行と不適切発言で精神的苦痛を受けたとして、市に慰謝料300万円を求めて提訴。	2004/12/24 横浜地裁 一部認容。 横浜市に20万円を認容。	「暴行の事実はあるが傷害を認めるに足る証拠はない」と認定。 書き初めについては、「和気あいあいとした状況のなかの冗談だったとしても、嫌がらせを受けるのは当然予想され、不適切で軽率な言動だ。法的責任は免れない」と指摘。似顔絵についても「担任が、訂正の必要性を認識すべきだった」とした。	<a href="#">日本の子どもたち</a>

	は、絵を見ていながら修正せずに文集を配布。その後、女子生徒の母親の抗議で文集を回収し、印刷し直した文集を配り直した。				
38	<p>2001/5/10 大阪府大阪市の保育園 【加害】担任教諭 【被害】男子児童 PTSD・不登校</p> <p>保育士が、自閉症的特徴を伴う広汎性発達障害及び精神発達障害を原因とする知的障がいをもつ男子児童に、給食を食べなければお化けのいる倉庫に入れるなどと言って、無理やり食べさせようとしたため、トラウマを負い、PTSDを発症。 その後、知的障がい児の通園施設に転園し、そこから市立小学校の養護学級に入学したが、養護学級担任の給食指導によってフラッシュバックを起こすなどして、男子児童(小1・6)は5月10日以降、不登校になった。</p>	<p>Aくんの両親が、大阪簡易裁判所に調停を申し立てたが、不成立となった(2002/7/31)ため、養護学級担任教諭と校長の過失を理由に、損害賠償責任を求め提訴。</p>	<p>2005/11/4 大阪地裁 一部認容。 大阪市内に132万円を認容。</p>	<p>「本件小学校長には、原告の状態、配慮すべき事項について、十分な聞き取りを行い、自閉的特徴と併せて、O教諭及びH教諭に周知する体制を整えるべき義務があるのにこれを怠った過失がある」と認定。 母親の小学校に対する説明が十分でなかったことも、AのPTSDの悪化による不登校の原因があるとして、6割の過失相殺。</p>	<p>判例時報 1936号 106頁</p>
39	<p>2002/11/ 福岡県天草市の市立小学校 【加害】男性臨時講師 【被害】男子児童(小2) PTSD</p> <p>男性臨時講師が休み時間中、他の児童をなだめていたところに、通りかかっ</p>	<p>2005/ 元男子児童が、市と男性講師に350万円の損害賠償を求め提訴。</p>	<p>2007/6/15 熊本地裁 天草市内に65万円の損害賠償を認容。 講師に対する請求は棄却(確定)。</p>	<p>本件行為は学校教育法11条但書で禁止されている体罰に該当するとした。また、体罰とPTSDとの因果関係を認定。</p>	<p>判例地方自治 319号 18頁</p>

<p>た男子児童が講師の背中におおいかぶさるようにして肩をもんだので、振りほどいた。そこへ6年生の女子児童数人が通りかかったところ、当該男子児童は他の男子1名とともに、じゃれつくように女子生徒らを蹴りはじめた。講師はこれを制止し注意。</p> <p>その後、講師が職員室へ行こうとしたところ、当該男子児童が後から臀部を2回蹴って逃げたため、追いかけていて児童の洋服をつかんで壁に押し当て、大声で「もう、するなよ。」と叱った。講師が手を離れた時、男子児童は反動で階段の上に投げ出され転んだ。帰宅後、男児児童は夜中に泣き叫ぶなどのPTSDの症状が出る。</p>				
		<p>2008/2/26 福岡高裁 天草市に21万円余の賠償金を認容。</p>	<p>本件行為は教育的指導の範囲を逸脱するものであり体罰に該当すると判断。胸元をつかむという行為は、けんか闘争の際にしばしば見られる不穏当な行為であり、男子児童を捕まえるためであれば、手をつかむなど、より穏当な方法によることも可能であったはずである。</p> <p>男子児童と講師との身長差、年齢差、及び、両者の間にそれまで面識がなかったことなどに照らし、男子児童の被った恐怖心は相当なものであったと推認される。</p> <p>したがって、講師の本件行為は社会通念に照らし教育的指導の範囲を逸脱す</p>	<p>判例地方自治 319号13頁 民集 63巻4号936頁</p>

				る違法なものであると認定。 体罰とPTSDとの因果関係は認めなかった。	
			2009/4/28 最高裁第三小法廷 1、2審判決を破棄 生徒側の訴えを棄却	本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使であるが、人を蹴るという悪ふざけの罰として児童に肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。講師は、自分自身も児童による悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがあったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書きにいう体罰に該当するものではないというべきである。 講師行為の違法性を否定。	最高裁判所判例集 63巻4号904頁  判例時報 2045号118頁  判例タイムズ 1299号124頁
40	2003/5/12 福岡県福岡市西区の市立小学校 【加害】担任の男性教諭(46) 【被害】男子児童(小4・9) PTSD  男性教諭(46)が担当クラスの男子児童(小4・9)の母親の曾祖父が米国人だと知ったことをきっかけに、差別発言や暴力などを繰り返した。自殺を強要されてPTSDを発症。	2003/10/8 男児と両親が、教師と市を相手取り、慰謝料など1320万円の損害賠償を求めて提訴。(その後、請求額を約5800万円に拡張)	2006/7/28 福岡地裁 一部認容。 福岡市に220万円を認容。	「体罰やいじめはあったが、心的外傷後ストレス障害(PTSD)は認められない」とした。 教師個人に対する損害賠償請求は、「国家賠償法」に基づき、棄却。	
			2008/11/25	1審と同様の事実を認定して、教諭の	

			福岡高裁 一部認容。 賠償額は330万円に 引き上げられた。(確 定)	体罰や発言が不法行為に当たると認 定。市の賠償責任を認めた。	
41	2004/12/24 神奈川県横浜市の市立奈良中学校 【加害】柔道部の男性顧問(26) 【被害】男子部員(中3・15)  柔道部の男性顧問教諭が、3年生の男子部員Kくんが帰宅しようとしたところを校門で捕まえ、練習に参加させたうえ 格技場で、7分間にわたって連続的に高速で巴投げ、大外刈りや背負い投げ、一本背負いなどでKくんを投げ続けたあと、絞め技で落とした。ビンタで覚醒させ、意識がもうろうとしているところを休憩も与えず、再度、乱取り稽古を続け、再び絞め技をかけた。 急性硬膜下血腫や脳挫傷などのけがを負わせる。高次脳機能障がいなどの後遺症がのこる。	2007/2/ 男子部員と両親が、「明らかに柔道でない技を使って傷害を負わせた」として、教諭を傷害罪で告訴。	2007/7/2 神奈川県警は、顧問が稽古に乗じて生徒を痛めつけようとしていた疑いが強いと判断して、傷害容疑で送検。 2009/10/ 横浜地検は「嫌疑不十分」で不起訴処分。 2009/10/30 男子生徒と両親は処分を不当として横浜第一検察審査会に審査の申し立てを行った。 2009/12/12 検察審査会は、業務上過失傷害容疑で再度捜査の上、処分を再考するよう求める「不起訴不当」の結論。 2009/12/17 検察は再び不起訴決定。	横浜地検は、けがの原因は教諭の投げ技としたが、 ①顧問はKくんの頭を畳に打ち付けていない、②Kくんの頭部に目立った外傷はない、ことなどから、「技をかける時点で傷害を負わせる意図までは認められない」「部活動の一環」「指導が目的で、社会的常識を逸脱した違法性はない」とした。 業務上過失傷害についても、「回転だけで脳に障がいが出るとまでは予測できなかった」とした。	<a href="#">日本の子どもたち</a>
		2007/12/14 両親が、男性顧問と市、県ら慰謝料や介護費用など計	2011/12/27 横浜地裁 被告横浜市及び被告神奈川県は、原告K	顧問の行為と障害の因果関係を認める。また、顧問に事故の予見は可能であったとして、顧問の安全配慮義務違反を認める。	

		1億8600万円を求めて提訴。 市は、教師の投げ技とけがとの因果関係を否定。全面的に争う。	に対し、連帯して、8919万8958円を支払うよう命ずる判決。 国家賠償法により、顧問教諭個人に対する請求は棄却。	しかし、被告教師が現実に日常どのような行為を行っていたかは、本件証拠からは明らかでない。推薦が断られたことや原告Kの態度に対して、被告教師が立腹した可能性はあり得るものの、制裁を加えようとした意図があったとまでは認められない。その他、被告教師が制裁目的で故意にKを負傷させたとまでは認められない。	
42	2005/6/ 岡山県浅口市の私立おかやま山陽高校 【加害】野球部監督 【被害】野球部員11名  野球部監督が、懲戒のため5名の野球部員に暴行を加え、野球部員11名に全裸でのランニングを強要。		2007/3/23 岡山地裁 倉敷支部 元監督に懲役1年6月、執行猶予付3年の有罪判決。	「やにわに投げ飛ばしたり、顔面を手拳で5、6回殴打するなどの暴行は、体罰であることは明らか」と違法性を認定。 全裸ランニングについても、「本件強要は、直接の明示的な脅迫によるものではないが、従前からの暴行等により畏怖する生徒らを暗に脅迫し、強制したというべきであって、その犯情は決して軽いものではない」と違法性を認定。	裁判所ウェブサイト <a href="http://kanz.jp/hanrei/">http://kanz.jp/hanrei/</a>
43	2006/3/16 福岡県北九州市若松区の市立小学校 【加害】担任の女性教諭 【被害】男子児童(小5・11) 自殺  掃除を行った際、永井匠(たくみ)くん(小5・11)の振り回した新聞紙をまらめた棒が同級生の女子児童の顔に当たった。担任の女性教諭が「謝りなさい」と怒鳴ったが、「謝った」などと反抗的な態度をとったため、男児の上着	両親が市と日本スポーツ振興センターを相手に提訴	2009/10/1 福岡地裁小倉支部 一部認容。 教師の体罰と自殺の因果関係を認め、市に約880万円の賠償を認容。	級友が居並ぶ教室で教師に胸ぐらをつかまれ床に倒されたということは、肉体的な痛みはもちろん、精神的にも大きなショックを覚えるものであったと考えられる。Nが匠君の胸ぐらをつかんでゆすった行為は、社会通念から照らして許容される範囲を逸脱した有形力の行使であり、学校教育法11条但書により禁止されている『体罰』に該当する違法行為というべきである」と、体罰を認定。 「教員に求められる通常の観察義務を	判例時報 2067号81頁  判例タイムズ 1321号119頁

	<p>の襟をつかんで持ち上げ、床に押し倒し、左腕をねじり上げるなどした。男児は帰宅直後に自宅で自殺。</p>			<p>尽くしていれば、匠くんが衝動的に自殺を含めた何らかの極端な行動に出る可能性は、認識し得たというべきである」と自殺の予見性を認定。 自殺が本件懲戒行為及び本件事後行為から1時間前後のうちに行われていることなどから、懲戒行為及び本件事後行為が直接的な原因となって自殺した」として、因果関係を認定。 自殺は、児童の心因的要因が相当程度寄与していることに加え、自殺自体が損害の拡大に寄与した程度を考慮すると、損害額の9割を減額するのが相当とした。 同時に遺族が、「学校災害として申請をしたのに、センター側は北九州市からの報告を元に死亡見舞金を支給しなかった」として、独立行政法人日本スポーツ振興センターを提訴していたが、日本スポーツ振興センターに満額の2800万円の支給命令。</p>	
			<p>2010/5/21 福岡高裁 市が責任を認めることで和解。</p>	<p>市は教諭の行為を「総合的に見れば適切さを欠いており、自殺を防止できなかった」としたが、体罰とは認めなかった。 市が責任を認め、支払いの条件を満たしたため、日本スポーツ振興センターも2800万円を支払う。</p>	
44	<p>2007/2/ 大阪府生駒市の市立中学校 【加害】生活指導女性教諭ら</p>	<p>2008/ 女子生徒及びその両親が、教員ら</p>	<p>2011/3/28 大阪地裁 棄却</p>	<p>女子生徒は本件染髪行為に同意し、これを受け入れていたと認められること、本件染髪行為の方法や態様を見て</p>	<p>判例時報 2142号 105頁</p>

	<p>【被害】 女子生徒(中2)</p> <p>教師が女子生徒の頭髪を黒色に染色</p>	<p>が生徒指導と称して当該女子生徒の頭髪を黒色に染色するという体罰をしたなどと主張して、設置者に対して損害賠償を求めて提訴。</p>		<p>も、女子生徒の身体を拘束したり肉体的な苦痛を与えたりするものではなかったことが認められる。本件染髪行為は、教員の生徒に対する有形力の行使ではあっても、その趣旨・目的、方法・態様、継続時間などに照らし、教員が生徒に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱したものとはいえず、国家賠償法一条所定の違法性を認めることはできないとして、原告らの請求を棄却。</p>	<p>判例地方自治 357号 48頁</p> <p>判例タイムズ 1377号 114頁</p>
			<p>2011/10/18 大阪高裁 控訴棄却</p>	<p>教育施設における規則や校則の教育性は、生徒一人一人の社会性、自立性、責任感を育成することにあるから、これに則った本件染髪行為は、生徒指導の観点から見てもとより正当なものであり、当時、頭髪の脱色や染色に関する本人の自発的な改善の見込みはなく、両親による指導・改善に期待することも困難であったという状況下で、本人の承諾の下に実施されたことに加え、その目的、態様、継続時間(1時間程度)等から判断して、教員が生徒に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、体罰に該当せず、違法性は認められないとして、控訴人(一審原告)の訴えを棄却。</p>	<p>判例地方自治 357号 44頁</p>
45	<p>2012/12/23 大阪府大阪市の市立桜宮高校 【加害】 部活顧問教諭(47) 【被害】 男子生徒(高2)</p>	<p>2013/7/4 大阪地検が、元教諭を傷害、暴行両罪で在宅起訴。</p>	<p>2013/9/26 大阪地裁 元顧問教諭に、傷害と暴行の罪で、懲役1</p>	<p>「満足できるプレーをしなかった生徒に暴行したことは理不尽と言うほかない」としたうえで、すでに懲戒免職になっていることなどを理由に執行猶予</p>	<p>日本の子どもたち</p>



	<p>自殺。 「顧問の教師から顔を叩かれたなどの体罰を受けてつらい」など書いた手紙と遺書が残されていた。</p> <p>男子生徒はバスケットボール部のキャプテンを務めていたが、自殺する前日も顧問教師から体罰を受けていた。</p>		<p>年、執行猶予3年の有罪判決。(確定)</p>	<p>付きの判決を言い渡した。</p>	
		<p>2013/12/11 遺族が両親は、体罰を知りながら防止しなかった大阪市の管理責任を追及したいと、大阪市を相手取り約1億6500万円の損害賠償を求めて提訴。</p>	<p>2016/2/25 東京地裁 大阪市の約7500万円の賠償を命じた。(確定)</p>	<p>顧問教諭の有形力行使による暴行及び威迫的言動を、教育上の指導として法的に許容される範囲を逸脱した一連一体の行為として、不法行為と認定。自殺との相当因果関係、予見可能性を認定。 生徒にもストレスに弱い面があったとして、3割の減額。</p>	

※事実的因果関係と相当因果関係

不法行為として損害賠償が認められるためには、加害者の行為と損害発生との間に因果関係(事実的因果関係)が認められなければならない。しかし、この因果関係を単なる条件関係にとらえると、行為者は際限もない責任を負わされることになってしまうため、現在では、相当因果関係の範囲に限定している。

相当因果関係とは、経験的知識に照らして、通常発生すべき結果に対して、すなわち、行為の時に認識していた、また認識可能であった結果にたいしてのみ法的因果関係ありとするもの。

「学校教育裁判と教育法」/市川須美子/2007年7月20日三省堂」参照

※「日本の子どもたち」(武田さち子作成ウェブサイト) <http://www.jca.apc.org/praca/takeda/>